

議案第80号

加西市農業共済条例の廃止に伴う財産処分について

加西市農業共済条例（平成30年加西市条例第34号）の廃止に伴い、次のとおり財産処分を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

記

1 兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産

- | | |
|---------------|--------------|
| （1）有形固定資産 | 令和2年3月31日現在高 |
| （2）拠出金 | 令和2年3月31日現在高 |
| （3）農業共済管理の物品等 | 令和2年3月31日現在高 |

(審議資料)

加西市農業共済条例の廃止に伴い、農業共済事業会計に属する財産を同事業を承継する兵庫県農業共済組合に帰属させるため、地方自治法第 237 条の規定により、議会の議決を求めるもの。